

## 天城町特産品開発支援事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、天城町の農林水産物等を活用した特産品販売により地場産物の消費拡大を図ることで、地域経済の活性化に寄与することを目的に、特産品の新規開発と既存特産品の改良等に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、天城町補助金等交付規則（平成27年天城町規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人にあってはその者が、法人以外の団体にあってはその代表者が、法人にあってはその主たる事業所が町内に住所を有すること。
- (2) 天城町の地域資源を活かした特色ある商品又はふるさと納税の返礼品となりうる商品の開発を行う意思があること。
- (3) 天城町内において事業を継続すること。
- (4) 町税等を完納していること。

### (補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

### (補助の条件)

第4条 補助金を交付するにあたっては、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 天城町で生産された農林水産物等の産品を活用した商品であること。
- (2) 名称や意匠に天城町との関わりが認められること。
- (3) 食品衛生法等、関係法令における許可基準等を満たすものであること。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、天城町特産品開発支援事業補助金交付申請書（第1-1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1-2号様式）
- (2) 収支予算書（第1-3号様式）
- (3) 組織の規約及び定款等（団体及び法人の場合のみ）
- (4) 誓約書兼同意書（第1-4号様式）
- (5) 町税等完納証明書

- 2 補助金の交付は同一事業者につき、年度内1回限りとする。

### (審査会)

第6条 補助金の決定については、特産品開発審査委員会（以下「審査会」という。）の審査を経て決定する。

2 審査会は、次の者をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 企画財政課長
- (4) 商工水産観光課長
- (5) 農政課長
- (6) その他町長が必要と認める者

#### (交付決定)

第7条 町長は前条に規定する審査会に諮り、補助金の交付決定をしたときは、速やかに天城町特産品開発支援事業補助金（不交付）決定通知書（第2号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

#### (事業の着手)

第8条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定を受けた後でなければ、補助事業に着手してはならない。

#### (申請の取下げ)

第9条 第7条の補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条の通知を受けた日から起算して20日を経過する日までに天城町特産品開発支援事業補助金交付申請取下届出書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

#### (申請内容の変更等)

第10条 決定通知書の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、天城町特産品等開発支援事業補助金変更承認申請書（第4号様式）及び変更収支予算書（第1-3号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の変更であって、変更後の金額が変更前と比べて20パーセント以上増額又は減額される時。
- (2) 補助事業の期間が変更される時。
- (3) 決定通知者の住所又は事業所の位置が変更される時。
- (4) その他、町長が必要と認める時。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認める時は天城町特産品開発支援事業補助金変更承認通知書（第5号様式）により、決定通知者に通知するものとする。

3 第1項の規定により、補助対象経費が増額となった場合であっても、補助金額は決定通知書の額を上限とする。

#### (実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が終了した日から30日以内又は決定通知書の

属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、天城町特産品開発支援事業補助金実績報告書（第6—1号様式。以下「補助金実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第6—2号様式）
- (2) 支出決算書（第6—3号様式）
- (3) 補助対象経費に係る領収書又は支払を証する書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

#### （補助金額の確定）

第12条 町長は、補助金実績報告書の提出があったときには、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、補助金を交付する額を確定し、天城町特産品開発支援事業補助金確定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

#### （補助金の請求）

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、交付予定額の範囲内で概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、天城町特産品開発支援事業補助金交付（概算払）請求書（第8号様式）を、町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による請求があったときは、補助事業者の請求に基づき補助金を交付するものとする。

#### （交付決定の取消等）

第14条 町長は、第9条に規定する申請の取下げ又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第10条第2項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく町長の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (4) 当該補助事業に暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員の関与があった場合
- 2 町長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、天城町特産品開発支援事業補助金返還命令書（第9号様式）により期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 町長は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第3号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、天城町補助金等交付規則（平成27年天城町規則第8号。以下「規則」という。）に示された割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から30日以内とし、町長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて規則に示された割合で計算した延滞金を徴するものとする。

**(補助金の返還)**

第15条 町長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

**(庶務)**

第16条 審査会の庶務は、農政課において処理する。

**(事業の検証等)**

第17条 町長は、本事業の実施状況及び効果について事業開始後5年を目途に検証を行い、その検証結果を踏まえ、本事業の実施方法、事業内容及び事業規模等について必要な見直しを行うものとする。

**(補則)**

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、公布の日から施行する。

## 別表

補助事業名	補助対象経費	補助率	補助限度額
新商品開発 支援事業	新規に商品を開発するもの ・パッケージデザイン、パンフ レット等制作費 ・広告・宣伝費 ・機械・器具等購入費 ・原材料費 ・消耗品費 ・外部委託費 ・外注加工費 ・その他町長が特に必要と認め る経費	補助対象経費の3 分の2以内の額 (千円未満の端数 があるときは、こ れを切り捨てる)	30万円
既存商品グ レードアッ プ事業	既存品を改良するもの ・パッケージデザイン、パンフ レット等制作費 ・広告・宣伝費 ・機械・器具等購入費 ・原材料費 ・その他町長が特に必要と認め る経費	補助対象経費の2 分の1以内の額 (千円未満の端数 があるときは、こ れを切り捨てる)	10万円